○合併処理浄化槽を設置する時の申請の流れ

＊各種手続きは、申請者の委任により浄化槽工事業者が代行して申請することができます。

① 窓口浄化槽設置補助対象区域問合せ簿受付

補助金交付対象となる方

補助金交付対象とならない方

② 浄化槽設置事前協議書の受付

③ 浄化槽事前協議済書の交付

＜ここまでの手続きは、予算年度に限定せず受付確認が可能です。＞

「この先の手続きは、年度ごとの受付けとなります。」

④ 補助金交付申請書の受付

⑤ 補助金交付決定通知書の交付

⑥ 工事着工が可能となります。

⑦ 現地中間検査（市：担当者立会）

⑧ 工事完了

⑨ 実績報告書の受付

⑩ 現地完了検査（市：担当者立会）

⑪ 検査済書及び補助金交付額決定通知書の交付

⑫ 補助金交付請求書の受付

⑬ 融資斡旋決定者は金融機関への手続きが必要

⑭ 補助金の交付

終　了

（工事着工～完了）

（使用開始届の受付）

（終　了）

○ 融資斡旋について

・融資斡旋制度を利用される場合は、④の時点で関係書類を添えて申込み受付。

・保証人になる方は、同居以外で申請者と金融　機関に出向き手続き審査等対応の出来る近くに在住されている方で、添付書類の備わる方にお願いする。

○ その他

・単独浄化槽の撤去、宅内配管の工事費の補助を受ける方は、新設の補助申請の際に一緒に申請となります。尚、申請の際は、既存施設の証明のため、11条検査の写し及び現況写真を添付。

・平成22年度から「低炭素社会対応適合」の合併処理浄化槽のみが補助金交付の対象となので、ﾌﾞﾛﾜの消費電力にご注意。

・補助事業は、年度毎であり、工事着工時期を確認し、市の工事完了検査を年度末まで受検。